

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十七号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

本庁及び地方機関に、必要に応じ、次表に掲げる職を置く。

職名	職務
理事	知事の命を受け、県政の運営上特に重要な事務を掌理する。
危機管理監	知事の命を受け、危機管理及び消防に関する事務を掌理する。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則に次の二項を加える。

4 当分の間、次表上欄に掲げる課に当該下欄に掲げる職を置く。

危機管理監危機管理課	防災室長、通信管理室長
総務局総務管理部総務課	共通業務室長
総務局総務管理部人事課	職員健康室長
総務局財務部財産管理課	資産活用室長
総務局財務部管繕課	設備工事室長
総務局財務部税務課	税務システム管理室長
総務局秘書広報部広報広聴課	行政情報室長
企画振興局政策企画部統計課	統計調査室長
企画振興局地域振興部地域政策課	交通対策室長、交流定住室長
企画振興局地域振興部市町行財政課	権限移譲室長
健康福祉局総務管理部健康福祉総務課	企画室長
健康福祉局総務管理部子ども家庭課	児童虐待防止・DV対策室長
健康福祉局保健医療部健康対策課	健康増進室長
健康福祉局保健医療部生活衛生課	食品衛生室長

健康福祉局社会福祉部障害者支援課	自立支援室長
商工労働局総務管理部商工労働総務課	計量検定室長
商工労働局産業振興部企業立地課	国際ビジネス室長
農林水産局総務管理部農林水産総務課	企画室長
農林水産局農水産振興部農業技術課	食品流通安全室長
農林水産局農水産振興部水産課	漁港漁場整備室長
農林水産局農林整備部農業基盤課	農地整備室長、農道水利室長
農林水産局農林整備部森林保全課	治山室長
土木局総務管理部技術企画課	技術指導室長
土木局土木整備部土木整備管理課	道路河川管理室長
土木局土木整備部河川課	ダム室長
土木局空港港湾部港湾管理課	港湾振興室長
都市局都市整備課	下水道室長
都市局住宅課	住宅管理室長

5 前項に規定する室長は、上司の命を受け、命じられた事務を整理する。

別表第一号の表部長の項中「部 長」を「局 長」に改め、同項職の置かれる組織の欄中「部」を「局」に改め、同項職務の欄中「部の」を「局の」に改め、同表担当部長の項を削り、同表局長の項中「局 長」を「部 長」に改め、同項職の置かれる組織の欄及び職務の欄中「局」を「部」に改め、同表総括監の項中「部」を「局」に改め、同表立地政策審議官の項職の置かれる組織の欄中「部」を「局」に改め、同項備考の欄中「商工労働部」を「商工労働局」に改め、同表技監の項職の置かれる組織の欄中「部」を「局」に改め、同項備考の欄中「土木部」を「土木局」に改め、同表部付の項中「部 付」を「局 付」に改め、同項職の置かれる組織の欄中「部」を「局」に改め、同表室長の項の次に次のように加える。

課 長	課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。
-----	---	-----------------------------

別表第一号の表担当室長の項を次のように改める。

防災航空センター長	課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、防災航空センターの事務を掌	危機管理監 危機管理課
-----------	---	--------------------------------	----------------

理する。 じ置く。

別表第一号の表健康指導監の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「総務部総務管理局職員健康推進室」を「総務局総務管理部人事課」に改め、同表中企画監の項を削り、防災航空センター長の項を次のように改める。

企業誘致 担当次長	課	上司の命を受け、企業誘致に関する事務を総括及び整理する。	商工労働局 産業振興部 企業立地課 に必要に応じ置く。
--------------	---	------------------------------	--------------------------------------

別表第一号の表専門技術監の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「農林水産部農水産振興局技術振興室及び水産振興室」を「農林水産局農水産振興部農業技術課及び水産課」に改め、同表出納監察員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「会計管理局審査指導室」を「会計管理部審査指導課」に改め、同表調整監の項、事業調整監の項及び専任主査の項中「室」を「課」に改め、同表資金管理監の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「総務部財務局財政室」を「総務局財務部財政課」に改め、同表工事検査監の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「総務部財務局財産管理室及び土木部総務管理局技術指導室」を「総務局財務部財産管理課及び土木局総務管理部技術企画課」に改め、同表指導検査監の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項職務の欄中「社会福祉法人及び社会福祉施設、保険医療機関」を「保険医療機関、社会福祉法人及び社会福祉施設、福祉事務所等」に改め、同項備考の欄中「福祉保健部総務管理局医療保険室及び社会福祉局地域福祉室並びに農林水産部総務管理局団体検査室」を「健康福祉局保健医療部医療保険課並びに社会福祉部地域福祉課及び社会援護課並びに農林水産局総務管理部団体検査課」に改め、同表企業誘致担当次長の項を削り、同表漁業補償調整監の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「土木部総務管理局用地室」を「土木局総務管理部用地課」に改め、同表会計指導検査監の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「会計管理局審査指導室」を「会計管理部審査指導課」に改め、同表主任主査の項中「室」を「課」に改め、同表主任企画員の項中「局及び室」を「課」に改め、同表主任専門員の項中「室」を「課」に改め、同表主任主計員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「総務部財務局財政室」を「総務局財務部財政課」に改め、同表主任税務査察員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「総務部財務局税務室」を「総務局財務部税務課」に改め、同表主任指導検査員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項職務の欄中「社会福祉法人及び社会福祉施設、保険医療機関」を「保険医療機関、社会福祉法人及び社会福祉施設」に改め、同項備考の欄中「県民生活部総務管理局学事室、福祉保健部総務管理局医療保険室及び社会福祉局地域福祉室並びに農林水産部総務管理局団体検査室」を「環境県民局総務管理部学事課、健康福祉局保健医療部医療保険課及び社会福祉部地域福祉課並びに農林水産局総務管理部団

体検査課」に改め、同項の次に次のように加える。

主任計量 専門員	課	上司の命を受け、計量器の検定及び検査に関する事務を整理する。	商工労働局 総務管理部 商工労働総務課に必要に応じて置く。
-------------	---	--------------------------------	-------------------------------------

別表第一号の表主任企業診断員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「商工労働部総務管理局経営支援室」を「商工労働局産業振興部経営支援課」に改め、同表主任計量専門員の項を削り、同表主任普及専門員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「農林水産部農水産振興局水産振興室」を「農林水産局農水産振興部水産課」に改め、同表主任出納検査員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同表備考の欄中「会計管理局審査指導室」を「会計管理部審査指導課」に改め、同表主査の項中「室」を「課」に改め、同表企画員の項中「局及び室」を「課」に改め、同表専門員の項中「室」を「課」に改め、同表主計員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「総務部財務局財政室」を「総務局財務部財政課」に改め、同表税務査察員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「総務部財務局税務課」を「総務局財務部税務課」に改め、同表指導検査員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項職務の欄中「社会福祉法人及び社会福祉施設、保険医療機関」を「保険医療機関、社会福祉法人及び社会福祉施設」に改め、同項備考の欄中「福祉保健部総務管理局医療保険室及び社会福祉局地域福祉室並びに農林水産部総務管理局団体検査室」を「健康福祉局保健医療部医療保険課及び社会福祉部地域福祉課並びに農林水産局総務管理部団体検査課」に改め、同項の次に次のように加える。

計量専門 員	課	上司の命を受け、計量器の検定及び検査に従事する。	商工労働局 総務管理部 商工労働総務課に必要に応じて置く。
-----------	---	--------------------------	-------------------------------------

別表第一号の表企業診断員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「商工労働部総務管理局経営支援室」を「商工労働局産業振興部経営支援課」に改め、同表計量専門員の項を削り、同表普及専門員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「農林水産部農水産振興局水産振興室」を「農林水産局農水産振興部水産課」に改め、同表出納検査員の項職の置かれる組織の欄中「室」を「課」に改め、同項備考の欄中「会計管理局審査指導室」を「会計管理部審査指導課」に改め、同表主任の項中「室」を「課」に改め、同表備考中「担当部長、総括監及び担当室長」を「総括監」に改める。

別表第二号のイの表総務契約監の項の次に次のように加える。

企画調整 監	地域事務所 総務局	上司の命を受け、企画調整に関する事務を総括及び整理する。	必要に応じて置く。
-----------	--------------	------------------------------	-----------

別表第二号のイの表徴収監の項の次に次のように加える。

医療事業 調整監	地域事務所 厚生環境局 及び保健所	上司の命を受け、医療 に関する事務を総括及 び整理する。	必要に応じ 置く。
医療福祉 調整監	地域事務所 厚生環境局 及び保健所	上司の命を受け、医療 及び福祉に関する事務 を総括及び整理する。	必要に応じ 置く。

別表第二号のイの表工事検査監の項の次に次のように加える。

建築検査 監	地域事務所 建設局	上司の命を受け、建築 関係法令の指導及び県 営住宅の管理に関する 事務を総括及び整理す る。	必要に応じ 置く。
-----------	--------------	--	--------------

別表第二号のイの表事業調整員の項中「、厚生環境局」及び「並びに保健所」を削る。

別表第二号のロの表専門技術監の項を削り、同表主任主査の項中「自治総合研修センター

」を「自治総合研修センター及び西部農業技術指導所」に改め、同表普及調整員の項を削る。

別表第二号のハの表センター長の項中「及び県立総合技術研究所畜産技術センター広島牛
改良センター」を削り、同表事務長の項の次に次のように加える。

主任部長	県立病院の 科、センタ ー及び室	上司の命を受け、科、 センター又は室の事務 を掌理する。	県立病院の 各科（薬剤 科及び看護 科を除く。 ）、センタ ー及び栄養 室に置く。
部 長	部及び県立 病院の科	上司の命を受け、部又 は科の事務を掌理する。	県立病院の 科にあつて は、薬剤科 に置く。
	県立病院の 科及びセン ター	上司の命を受け、命じ られた診療業務に従事 する。	県立病院の 各科（薬剤 科及び看護 科を除く。 ）及びセン ターに必要 に応じ置く。

別表第二号のハの表部長、室長、課長、分室長及び係長の項中「部長、室長」を「室長」
に改め、同項職の置かれる組織の欄中「部、室」を「室」に、「科、センター」を「県立総
合技術研究所食品工業技術センター凍結含浸プロジェクトチーム（以下この項において「プ
ロジェクトチーム」という。）」に改め、同項職務の欄中「、部」を削り、「科、センター
」を「プロジェクトチーム」に改め、同項備考の欄中「県立病院の各科（看護科を除く。）
及びセンターにあつては科及びセンターに部長」を「プロジェクトチームにあつては、プロ
ジェクトチームに室長」に改め、同表担当課長の項の次に次のように加える。

担当室長	県立総合技術研究所食品工業技術センター凍結含浸プロセス ジェクトチーム	上司の命を受け、担当する事務を掌理する。	必要に応じ置く。
別表第二号のハの表	医 長	県立病院の科及びセンタ―の診療業務に従事する。	上司の命を受け、所定業務に従事する。必要に応じ置く。

別表第二号のハの表医長の項を削り、同表に次のように加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。